

牢屋の誕生

牧原 成征

16世紀半ば以降1世紀弱のあいだに、多くのヨーロッパ人宣教師・商人が来日した。彼らの記録は、「日本人」が書き残さない当時の日本の様子を、バイアスがかかっているもののリアルにとらえていて興味深い。本稿ではそれを手がかりにして、「監獄の誕生」が近代を特徴づけるとされること^①とのアナロジーで、「牢屋の誕生」が日本近世を特徴づけるものであることを述べてみたい。

① ミシェル・フーコー（田村俊訳）『監獄の誕生』（新潮社、2020年、初版は1977年）。安丸良夫「監獄」の誕生」（『一揆・監獄・コスモロジー』朝日新聞社、1999年）。

② 牧原成征『日本近世の秩序形成』（東京大学出版会、2022年）「はしがき」。

③ 「日本諸事要録補遺（1592年）」（ヴァリニャーノ〈松田毅一ほか訳〉『日本巡察記』平凡社、1973年）p.166～168。

④ C・R・ボクサー（高瀬弘一郎訳）『キリシタン世紀の日本』（八木書店出版部、2021年）p.402。

1 秀吉の「平和」と牢屋

実は宣教師の記録に、秀吉が牢屋を開設した、と述べているものがある。最近、私は、秀吉の「平和」に言及したイエズス会のヴァリニャーノの記事を引用した^②。

秀吉は日本に真の平和をもたらした。諸侯はいずれもみな彼の「家臣であり配下であって、他の諸侯に戦いをいどむ権利は自らに無く」、利害の調整を秀吉に頼るべきこと、逆らえば滅ぼされることを知っている。「そして現今は、戦争も反乱も裏切りも、人民相互の騒乱による死もなく、以前、日本で多く見られた海上での掠奪行為、はたまた過度の課税や暴力、往昔、諸侯が自領を通過する人々になした無法行為も無くなった」。しかし、それは秀吉が諸侯から統治権や裁判権、課税権を奪ったのではなく、諸侯は今までになく強大な領内支配の権力を握った。秀吉が諸侯に支配の方法を教え、下の者が反抗する力を奪ったからである。それがすべての者をまったくかえてしまい、諸侯は温和に、人民は謙虚になった（以上、要約^③）。

以前はここで引用を止めてしまったのだが、実はこの後には「そこで関白殿は牢獄を公開したが、全部の諸侯もそれを模倣した。」という一文が続く。牢獄を「公開」したとはどういうことだろうか？ イギリスの歴史家ボクサーによれば「ヴァリニャーノは、秀吉の時代までは牢屋は日本で知られていなかったと述べている」^④。フロイス『日本史』にも1587（天正15）年のつぎの記事がある。

かねてより関白は、その市中（堺）における喧嘩や騒動を禁じていたが、それはもとより、正義を愛する熱意からなどではなく、純然たる私利に基づいていた。関白が下（九州）で戦に従事していた間に、堺市においては、二人の異教徒の若い兄弟が、父の遺産の分配のことで争ったらしく、ついに彼らの一人が、他の

一人を殺害した。このことが関白に知れると、彼は牢屋を作るように命じ、右の兄弟がいる街に住む重立った富裕な人々、および別の街に住んでいたこれら富裕な者の縁故者たち百名をそこに投獄させた。これらの人々は、いずれも大いに名望ある堺の重立った市民たちであった。(略、関白は彼らを厳しく水責めに^{ルア}して)しかも彼らをいっそう苦しめるために、その食事の世話は、癩病患者だけがするようにと命じた(結局、関白の意図は彼らから罰金を差し出させることだった)^⑤。

徳川家康が天下人になっていた1612(慶長17)年、東大寺三倉(正倉院)に盗人が入った。搜索すると犯人は東大寺の僧侶だった。東大寺では「このような悪人は先例がないので、いかようにも公儀次第に命じてほしい」と家康に公儀(公権)としての裁判を願い出た。家康は「見懲らし」のため、猿沢の池の辺りに詰籠をこしらえて犯人を入れ置き、往来の者に晒して奈良の町人に番をさせるよう命じている^⑥。

1605(慶長10)年、加藤清正が治めていた肥後八代の牢屋はつぎのようだった。「その牢屋は狭く陰気で、囲ひは動物の檻のやうに、壁でなく木の柵でしてあつた。第一の囲ひの外に第二の囲ひがあつて、これで人が近づけないやうにしてあつた。罪人は風雨に曝され、又近くを通る人々の侮辱を蒙らなければならなかつた。各室とも、多数の囚徒が雑沓し、横になつて眠ることもできなかつた」^⑦。

こうして秀吉や諸大名は、犯罪はもとより私的な実力行使を裁いて秩序を成り立たせていることを象徴する施設として、内部を公開した牢屋を開設したのではないか。もちろん牢屋の構造は様々で、外部に公開されない構造のものもあつただろう。

2 初期の「名奉行」と牢屋

それ以前の中世に牢獄(籠屋)が存在しなかったわけではないが、主として諸権門の邸宅・境内などの一隅を拘禁所として用いていたものと思われ、公的な施設としての存在感は乏しかったようだ。自力救済が原則とされた中世には、犯罪者は権力もしくは被害の相手側がまもなく私的に制裁し(私刑に処し)てしまい、犯罪者を捕縛・拘禁して刑罰を科す公権力そのものが発達していなかったからである。

戦国時代の一例だけをあげておこう。安芸の毛利氏は1550(天文19)年に被官の井上一族を誅罰した^⑧。毛利氏が戦国大名として家中の支配を確立する画期となったともされる。それに先立ってつぎのような事件があつた。井上源五郎配下の商人が、市で他所の「河原の者」(乞食)と喧嘩をして殺害された。井上源五郎は、毛利隆元領所の「いのこ田」という河原の者がその乞食と一味であつたとみなし、隆元に一言も届けず、毛利氏の居城吉田郡山^{こおりやま}城下に数多の人数で押しかけ「いのこ田」を殺害した。毛利氏は、たとえ源五郎配下の商人と隆元領所の河原の者とが直接喧嘩をして前者が殺害されたとしても、その仕返しとして領所の河原の者を殺害させるなら隆元に一言断つてからすべきなのに、今回の事件は勝手な狼藉だとして非難している。

毛利氏は規制する意思を有したものの、当時はこうした集団的で私的な報復が普通におこなわれていた^⑨。そうであれば公設の牢屋が必要とされる理由は必ずしもない。

^⑤ ルイス・フロイス(松田毅一・川崎桃太訳)『完訳フロイス日本史4』(中央公論新社、2000年) p.251。原書第2部103章。括弧内は牧原が補った。

^⑥ 『本光国師日記』(『大日本史料第十二編之十』慶長17年11月13日条)。

^⑦ レオン・バジェス(吉田小五郎訳)『日本切支丹宗門史(上・中・下)』(岩波書店、1938~40年)上 p.157~158。

^⑧ 以下、「大日本古文書毛利家文書之二」三九八号史料。

^⑨ この事件に言及した研究として、河野恵一「戦国大名毛利氏の喧嘩処理に関する一考察」(『法制史研究』50、2001年)。

下って近世初期には、京都の名奉行・名所司代として知られる板倉勝重・重宗父子の牢屋との関わりを示す史料がある。1つは、配下の籠奉行に宛てて囚人の処罰(すべて死刑)を通告した証文が100通以上残っている(1637~55年)^⑩。ただ、死刑以外の判決は口頭で伝達されたようだ。もう1つ、板倉父子が制定したとされる「板倉新式目」がある^⑪。のちに潤色された部分もあるが、原形は1607~12年に制定されたものとされる^⑫。ここでは3つの条文を必要な限りで取り上げてみよう。

- ・喧嘩口論で一方が相手を殺害すれば、殺害した者もすぐに殺害(死罪に)しなさい。刃傷して存命だった場合は、相手(犯人)をまず籠舎にし、罪の軽重によって、同等の傷を与えるか、「過怠の籠舎」か、国中追い払い、いずれにせよ諸人が嘲笑しないよう済ませること。
- ・籠舎にした者のうち、当座の過怠人(過失のあった者)は自賄い(自分で食費などを負担する)とする。死刑に決まった者は公儀(籠奉行)の賄いとする。過怠の日数が済んで出籠した者から籠役人が金銭を取ってはならない。
- ・裁許の時、勝訴した者が、奉行所へ礼物を持参することは禁止する。そのわけは、理非を糺すことは奉行の役(役目)なので、礼物を受け取る謂れはないからだ。もし違反したら「過怠の籠舎」に申し付ける。

奉行が、理非を糺す役職としてみずから公正さを求めている点が印象的である。喧嘩口論では、必ずしも「両成敗」ではなく、双方の衡平感覚や報復感情に配慮しつつ、まず籠舎にして理非を糺して適切な処罰を下すことを重視している。軽罪の場合には「過怠の籠舎」という刑罰がとられたこともわかる。

近世の牢屋は、刑が確定した受刑者を収容する刑務所とは異なり、未決囚の拘置所だったとされる^⑬。その通りであるが、当座の軽微な過怠人を収容する機能(過怠牢)があったことも重要である。そもそも牢屋を公設し、いったん容疑者をそこに収容して吟味・裁判の機会を設けたこと自体が大きな変化であった。

出羽秋田藩の院内銀山で山奉行を務めた梅津政景の日記にも「籠舎成敗帳」がおさめられている^⑭。院内銀山には全国から山師や床屋(製錬業者)、遊女屋が、近隣から掘子などが多く集まった。銀山・町を繁栄させつつもきびしく管理して可能な限り運上や諸役を取ろうとする藩の統治のもと、そこから逸脱する民衆が様々な事件をおこした^⑮。政景の裁許もきびしく、多くを成敗(死刑)に処している。ただ政景も、証拠や証言による客観的な事実認定を重視し、説得力をもつ判断の根拠を示そうと心掛け、普遍的に通用する法秩序を形成しようとつとめていた^⑯。

政景は前任の山奉行から銀山関係の帳簿とともに籠の鍵を引き継いでおり、奉行にとって牢屋の管理が象徴的な職掌であったことがわかる。1612年、銀山の籠を新築した際には、鍛冶や籠番から、どこの国でも「新籠の最初の囚人は助命する」という慣行があるとの陳情を受け、惣山師らから請書をとってそれに従った。当時は諸国で「新しい牢」がつくられつつある時代であり、最初の囚人を助命するのは、重罪に処さなければならない人が出ないことを願う一種の験担ぎであろう。

自力救済・自検断を否定した新しい時代の奉行には、容疑者を牢に収容し吟味・裁許する責任が生じ、公儀を体現してきびしい罰を課したが^⑰、その際には、いか

⑩ 猪熊兼繁「板倉籠屋証文」(『法学論叢』67-2・3、1960年)。

⑪ 法制史学会編/石井良助校訂「徳川禁令考 前集第六」(創文社、1959年)。父子の施政や裁判を後人がまとめた「板倉政要」にも「父子公事扱諸式掟書」という類似の掟書がある(滝本誠一編『日本経済大典3』明治文献、1966年)。
⑫ 中田薫「板倉氏新式目に就て」(『法制史論集第三卷上』岩波書店、1971年)。美和信夫「いわゆる板倉新式目について」(『江戸幕府職制の基礎的研究』広池学園出版部、1992年)。

⑬ 石井良助「江戸の刑罰」(中央公論社、1964年、のち吉川弘文館、2013年)。

⑭ 東京大学史料編纂所編「梅津政景日記」一・二(岩波書店、1953~54年)。

⑮ 山口啓二「鎖国と開国」(岩波書店、2006年、1993年初出)。吉田伸之・森下徹編『全体史へ』(山口啓二の仕事) (山川出版社、2020年)。

⑯ 和仁かや「近世初期秋田院内銀山における裁判と秩序」(藤田覚編『近世法の再検討』山川出版社、2005年)。「山口啓二著作集 第2巻 幕藩制社会の成立」(校倉書房、2008年)。

⑰ したがって、近世初期の刑罰が過酷だったことを戦国期の延長上にとらえること(石井前掲注⑬書)は必ずしも妥当ではない。

に公正に、客観的に裁いてみせるかが彼らに問われた。近世初期に、板倉父子や梅津政景ら、のちに名奉行と称えられる人物が輩出したゆえんである。

3 牢屋と身分秩序・キリシタン禁制

近世の秩序には、名奉行の厳正・公正な裁きという建前では済まない面もある。

前掲のフロイス『日本史』によれば、秀吉は堺の牢屋で囚人の食事の世話を「癩病患者」(ハンセン病患者)に命じたという。彼らは、中世には町や村などの共同体から排除され、「非人」集団に組み込まれていた¹⁸。近世にも「穢多」「非人」と近い存在として把握され¹⁹、「穢多」「非人」身分の者、あるいは「癩者」が、牢番や刑吏などの役をつとめさせられている例が各地で見られる。

一方で、当時、ハンセン病患者や非人を救済し、病院を設けるなど慈善事業に熱心だったのがキリスト教宣教師やキリシタンであった。まもなくキリシタン禁制が強化されると、宣教師やキリシタンが多く牢に入れられた。牢では宣教師がほかの囚人や牢番を入信させてしまうことも多く、囚人と牢番とのあいだに同情・連帯が芽生えることもあった。長崎では、「元和の大殉教」の際、キリシタンを多く含む身分の者が、長崎代官から課された刑吏役を拒否したという²⁰。

幕府はキリスト教信仰やそれにもとづく人々の連帯を弾圧し、火あぶり・雲仙地獄責め・穴吊り・鋸引き^{のこぎりび}など、残酷なまでにキリシタンを迫害した。ただし当初からキリシタンを処刑することを目指していたのではない。長崎が典型的だが、地域によっては住人の大部分がキリシタンになっていて、彼らを全滅させてしまっただけで領民がいなくなってしまうかねないからである。彼らの一部を「見せしめ」「見懲らし」として残酷に痛めつけることで、大多数の領民に少なくとも表面的な改宗を迫り、秩序に服している態度を強制したのである。そのためにも牢屋に収容し尋問・拷問する必要があった。以下では、江戸における初期の迫害の様子をみておこう²¹。

江戸では1612年、家康の禁教令を受けてフランシスコ会の教会が撤去され、修道士は立ち退くよう命じられていたが、迫害が始まったのは翌年である。江戸から半里離れた浅草に「癩病院」があり、「癩病患者たち」が、破却された教会の代わりに小さな庵を建てた。それが大げさに訴えられ幕府の穿鑿^{せんさく}を受けた。幕府はキリシタンの有力者を呼び出し、キリシタンの名簿を出させると「町の乙名に彼らを厳しく監督するように依頼し、その家を監視するよう命じた」²²。

浅草の癩病患者たちは…浅草に持っていた病院に監禁され、外から何もさし入れられないように見張りをつけられた。だから、この頃、キリシタンたちは皆自宅に監禁され、同じ町の住人たちの責任下にあったのである。住民たちはそれを大そう面倒がり奉行のところに行って、あのキリシタンたちにかかりっきりだが、見張りの役目は大そう気骨が折れて厄介だ、もし失踪でもしたら、探し出してお上につき出さねばならぬ、何とかもっと適切な処置を与えてほしいといった。すると奉行は、好きなだけできるだけうんといじめいやがらせをしてやるがよいと答えた。つまりそれは彼らを獄卒にすることだったのだ。日本人とは死刑執行人なりといった人がいるが、彼らは非常に残酷な手段を用い、理を

¹⁸ 三枝暁子「感染症と中世身分制」(歴史学研究会編『コロナの時代の歴史学』續文堂出版、2020年)。

¹⁹ 宮前千雅子「前近代における癩者の存在形態について(下)」(『部落解放研究』167、2005年)。

²⁰ 阿南重幸「近世初頭かわた(長吏)集団のキリスト教受容」(『リベラシオン 人権研究ふくおか』125、2007年)。バジェス前掲注⁷書、中巻p.213。(ほかの都市から来住し)仏教徒であった遊女屋(長崎では^{くつわ}響と呼ぶ)が代わりに刑吏をつとめることになった。

²¹ バジェス前掲注⁷書、上巻p.307~308。アビラ・ヒロン(佐久間正ほか訳)『大航海時代叢書XI 日本王国記』(岩波書店、1965年)。

²² ヒロン前掲注⁴書、p.317。

といたり懇願したりおどしたりして背教するよう説得しはじめた。だが何をしても言っても何にもならぬと悟ると、別の悪辣な方法を用いた。すなわちキリシタンたちを一人一人ひき離し、はなればなれになると一人に対して町中の者がぐるになり新たな言葉を用い偽りの涙を流して、たとえ表むきだけでも心の中にはそれとはちがうことが残っていても、奉行の前で背教しますといいなさい、そうすればキリシタンだからという理由で、妻子も兄弟姉妹も皆処せられる死刑を免れることができるだろう、ただそう口でいうなり書くだけのことで、親類や友人を大変な困難から免れさせることができるにちがいない、あとで悔い改めてその罪を告白することができようからといって忠告した²³。

²³ ヒロン前掲注⁴書、p.324～325。傍点は牧原が補った。

また、アポリナールというキリシタンは、信徒であることをいったん否定し、それを記した証文を同じ町の町人に提出していた。彼はそれを覆してキリシタンに立ち帰ろうとしたため、町人たちは説得したが果たせず、奉行所に訴え出た。奉行は激怒し「町ではなく公けの牢に連行するよう命じた」²⁴。その4日後、彼は牢死した。その後、同様に「公儀の牢」「公牢」に収容された8人、14人があいついで江戸と浅草のあいだに位置する鳥越^{とりごえ}で処刑された²⁵。

²⁴ ロレンソ・ベレス(野間一正訳)『ベアト・ルイス・ソテロ伝』(東海大学出版会、1968年) p.93。

²⁵ 以上の事実は、初期の江戸(周辺)の町運営、宗門改め、えた・非人身分などについて貴重な手がかりを与えてくれる。

²⁶ バジェス前掲注⁷書、下巻p.199。

こうした日本のキリシタン史を欧文史料に即してまとめたフランスの日本学者バジェスは、1631(寛永8)年の長崎での話として「修道者達は、公儀の牢に入れられ、二人の婦人は、町の人々の家に預けられた」と述べている²⁶。「公の牢(公儀の牢)に入れる」という表現は、そこに収容するに至らない者は民間＝町の宿・家に身柄を預けたことと対比して用いられている。江戸時代、軽微な犯罪者や容疑者は村や町、百姓や町人の責任で身柄を預かる慣行が広くみられた。「つまりそれは彼らを獄卒にすることだったのだ」。ここには、公儀の「牢」＝裁判権・検断権が、町や村への身柄預け、町や村による預りを前提として、それを取り込み利用することで成り立っていた近世の刑罰のあり方²⁷がみごとに示されている。

²⁷ 塚田孝「近世の刑罰」(『身分制社会と市民社会』柏書房、1992年、1987年初出)。

さて、宣教師の書状や報告書からは牢内の凄惨な状況が伝わってくる。

この牢に六人の未信者武士が居た。…牢内の総ての人に対して采配を振り、思いの俣に人を殺すのであったから、総ての人は彼等を怖れて、小さくなって居る。入牢者の親戚が食物を差入れても、彼等はその食物を掠奪して自腹を肥やすのだ。自分達が勝手に規則を定め、それに従わない者があると、これを撲りつける。撲られた者は、必ず死んでしまう²⁸。

²⁸ 浦川和二郎訳「ディエゴ・デ・サンフランシスコの報告書」(『キリシタン研究4』1957年、p.210)。

²⁹ 石井前掲注¹³書。

この記述は江戸時代の牢屋内で「牢法」に背いた者を「仕置」することを認められていた「牢名主」の姿を髣髴^{ほうふつ}とさせる²⁹。安丸良夫はつぎのように述べる。「牢という特殊な場を設定すると、そこで生きる人々に固有の秩序ができあがるのだが、それは近世社会の中でももっとも極端な差別と抑圧の集団システムとなってしまうのであった」³⁰。これはむしろ、牢に限られない問題であろう。

³⁰ 安丸前掲注¹書、p.84。

このように、牢屋の設立と、検断・刑罰への諸身分集団の動員(その下請け機能)、そして専制的かつ苛烈でありながら半面で形式的でもあったキリシタン禁制政策は、あいまって日本近世の「平和」と秩序を特徴づけていたのである。

(まきはら・しげゆき／東京大学大学院人文社会系研究科教授)